

事務連絡
令和2年6月12日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省自治行政局公務員部長
（新型コロナウイルス感染症総務省対策本部
地域連携・調整チーム副主査）
消防庁次長
厚生労働省医政局長
厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長

新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の 物資の確保と積極的な融通について

新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策にお取り組みいただき、御礼申し上げます。今般、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、関係府省でそれぞれの対策に必要な物資の確保についての考え方を下記のとおり整理しましたので、改めてお知らせします。また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症緊急事態は終了しましたが、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえれば、なお感染のリスクはあり、引き続き、医療機関及び社会福祉施設等における感染症対策に万全を期することが重要です。
- 一方、今後本格的な出水期を迎えるに当たり、自然災害対策に万全を期することが必要です。
- このためには、まずは都道府県（民生部局においては、政令指定都市・中核市を含む。以下同じ。）それぞれの担当部局において、必要な物資を確保して備えておくことが重要になります。政府としても、都道府県に対して、以下のような支援を行っています。
 - ・ 厚生労働省医政局から都道府県衛生部局を通じて医療機関等にマスク等を配布
 - ・ 厚生労働省老健局等から都道府県民生部局を通じて社会福祉施設等にマスク等を配布（予定）
 - ・ 内閣府防災は自治体のマスク、消毒液等の調達を支援
- 今般、関係府省において、これらの取組を行っても、なお物資が不足し、緊急の需要に応えられない場合には、下記2のとおり都道府県内の関係部局が連携してマスク等の必要な物資を相互に融通して対応することが可能であること、下記3のとおり関係府省間で連携して対応することを確認しました。

2 衛生部局・民生部局・防災部局間の連携

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 11 条にも規定されているとおり、新型コロナウイルス感染症対策のために備蓄しているマスク等は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条に規定されている災害応急対策のための備蓄と相互に兼ねることが可能です。このため、大規模災害の発生により防災部局においてマスク等を迅速に調達することが困難である場合には、避難所などにおける新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため衛生部局又は民生部局の備蓄を活用するなど、必要に応じて他の部局に放出を依頼し、依頼を受けた部局は機動的にこれに応えることができます。
- なお、衛生部局・民生部局・防災部局用のマスク等の融通については、これまで次のようにお知らせしてきております。
 - ① 「各市町村内の医療機関・介護施設等におけるマスク不足に対応して、医療・福祉担当部とも連携の上、各市町村で備蓄しているマスクを地域の実情に応じてできる限り活用していただきますよう、域内市町村に対するご周知をお願いいたします。」（「新型コロナウイルス感染症対策における備蓄マスクの活用について（依頼）」（令和 2 年 3 月 12 日付総務省自治行政局地域政策課・消防庁国民保護・防災部防災課事務連絡））
 - ② 「特に福祉部局の防護具の備蓄が十分でない都道府県が多いと考えられることから、当分の間、施設内で感染者が発生した場合など緊急時の介護施設等に対しても、都道府県内の企画部門、衛生部局、福祉部局、その他個人防護具を保有する部局等の関係部局が連携するとともに、必要に応じて、部局間で医療機関向けマスクを融通するようお願いいたします。」（「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について（その 3）」（令和 2 年 5 月 29 日付厚生労働省医政局経済課事務連絡））

3 関係府省間の連携

- 2 の都道府県連携を行ってもなお、都道府県の担当部局において物資が不足する場合には、速やかに内閣府防災又は厚生労働省に連絡してください。連絡を受けた内閣府防災及び厚生労働省は、相互に連携して対応します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により、厚生労働省が確保できるマスク等が不足する場合には、厚生労働省の要請を受けて内閣府防災が確保しているものを融通し、厚生労働省から都道府県担当部局に送付します。
- 大規模災害の発生等により、内閣府防災で確保できるマスク等が不足する場合には、内閣府の要請を受けて厚生労働省が確保しているものを融通し、内閣府防災においてプッシュ型支援に活用します。また、消毒液が不足する場合には、メーカーから内閣府防災が緊急的に購入できるよう厚生労働省で調整します。

【問合せ先】

厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係

TEL：03(5253)1111（内線 3971、3929）

03(3595)2888（夜間直通）

FAX：03(3595)3670

メール：tokuyou-ki_jun@mhlw.go.jp